福祉部資料１

令和８年第４回定例会
保健福祉医療委員会資料

〔諸般の報告事項〕

１　茨城県人権施策推進基本計画（第二次）（案）に対する
　　パブリックコメントの実施について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

２　介護人材確保に向けた各種セミナーの開催結果等について　・・・・・・・・・４

３　いばらきパラアーティストフェスティバル 2026 の開催について　・・・・・６

４　茨城県困難な問題を抱える女性支援及びＤＶ対策基本計画（案）に対する
　　パブリックコメントの実施について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

５　里親広報ＰＲの強化について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

令和８年１１月１３日

福　　祉　　部

茨城県人権施策推進基本計画（第二次）（案）に対するパブリックコメントの実施について

福祉部福祉政策課

項　目	内　　容
１　策定の理由・根拠	○　第一次計画(平成16年２月策定)以降の社会経済情勢の変化に加えて、昨年、国が「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)」を策定したことなどを踏まえ、新たな人権課題に的確に対応するため策定する。
２　計画（案）の内容	１　茨城県人権施策推進基本計画（第二次）（案） （１）策定方針 インターネット上の人権侵害や性的マイノリティの人権問題など、人権を取り巻く課題はますます複雑・多様化していることや、国が「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)」(令和７年閣議決定)を策定したことなどを踏まえ改定する。 （２）計画期間 令和９年度から令和11年度まで(３年間) （３）計画概要 ○第一次計画からの主な変更点 ・個別分野として取り扱っていた「インターネット上の人権侵害」について、横断的な人権課題として整理。 ・人権意識の高まりにより顕在化した人権課題として、①本邦外出身者に対する不当な差別的言動（ヘイトスピーチ）、②性的マイノリティの人々、③ハラスメント　等を新たに追加。 ２　パブリックコメントについて （１）実施予定期間 令和８年11月中旬～令和８年12月中旬(30日間) （２）公表の方法 ・県ホームページへの掲載 ・福祉政策課、行政情報センター、各県民センター、県立図書館での閲覧 （３）意見の募集方法 郵送、FAX、電子メール、いばらき電子申請・届出サービス
３　策定時期	令和９年３月　策定予定
４　その他	今後のスケジュール ・11月中旬～12月中旬　パブリックコメントの実施 ・２月　計画改定検討委員会（最終確認） ・３月　議会報告、庁議決定

茨城県人権施策推進基本計画(第二次)(案)

1 改定の趣旨

第一次計画(平成16年2月策定)以降、
○ インターネット上の人権侵害の深刻化や人権意識の高まりによる人権課題の顕在化等の社会経済情勢の変化
→ **新たな人権課題に的確に対応するため、計画改定**

2 計画期間

○令和9年度～令和11年度
(次回以降、4年毎に見直し予定)

3 人権をめぐる国内外の動向

○ 本県では、平成16年に「茨城県人権施策推進基本計画」を策定
○ その後、人権保障が以前にも増して重要な国際課題となっており、「持続可能な開発目標(SDGs)」には人権尊重の考え方が通底
○ 国が「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)」を策定(令和7年閣議決定)

4 計画の性格

○ 本県が施策を行う際の基礎となる人権尊重の指針
○ 人権啓発・教育、分野別の人権課題についての現状・課題を明らかにすることにより、県民一人ひとりが、権利の主体者であることを理解し、お互いの人権を尊重できるよう自己啓発を促す役割もあわせもつ

5 第一次計画からの主な変更点

1 第一次計画で個別分野として取り扱っていた「インターネット上の人権侵害」について、他の人権課題にも関連することから、**横断的な人権課題として整理**
2 人権意識の高まりにより顕在化した人権課題として、**新たに以下の項目を追加**
・「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」(ヘイトスピーチ)
・「性的マイノリティの人々」
・「ハラスメント」
・「その他の人権課題」(①アイヌの人々、②北朝鮮当局による拉致問題、③ホームレス等)

(第二次計画での人権課題)
○ インターネット上の人権侵害、1 女性、2 子ども、3 高齢者、4 障害者、5 同和問題、6 外国人、**7 本邦外出身者に対する不当な差別的言動**、8 ハンセン病、9 感染症、10 犯罪被害者及びその家族、11 刑を終えて出所した人及びその家族、**12 性的マイノリティの人々**、**13 ハラスメント**、**14 その他の人権課題(アイヌの人々、北朝鮮当局による拉致問題、ホームレス、その他)**

6 数値目標

項目	基準値(令和7年度)	目標(令和11年度)
人権が大切だと思う人の割合	81.7%	85.0%
人権侵害されたと感じる人の割合	31.9%	29.9%

介護人材確保に向けた各種セミナーの開催結果等について

福祉部福祉人材・指導課

１　スポットワーク活用セミナー

（１）目的

・　介護分野における人材不足に対応するため、介護事業者のスポットワーク（※）への理解促進を図り、人材確保の手法の一つとして活用を促進する。

・　潜在的な介護人材の掘り起こしや新たな人材確保につなげる。

※　スポットワークは、必要な時間帯に必要な人材を確保できる柔軟な働き方であり、介護分野では、配膳、清掃等の周辺業務への活用に加え、介護福祉士等の有資格者や介護経験者の就業も進みつつある。

（２）開催結果

開 催 日	内　　容	参 加 者	結果（参加者の声）
令和８年 ９月 25 日	・スポットワーク市場の動向や活用事例、業務の切り分け方、導入・運用に当たっての留意点等の説明 ・参加事業所を対象とした個別相談会	17 施設 22 名	・人材確保の新たな選択肢として参考になった ・自施設でも活用を検討したい ・受入体制の整備が必要 ・安全管理や業務範囲の整理が必要

（３）今後の対応

・　介護サービスの質の維持・向上や利用者の安全確保を前提にスポットワークの活用を推進する。

・　このため、活用可能な業務や受入時の留意事項等を整理した県独自のガイドラインを策定する。



【スポットワーク活用セミナーの様子】

２　インド介護人材セミナー2026

（１）目的

・　今後の介護人材の有望な供給国として期待されているインドの人材活用について、介護事業者の理解促進と機運醸成を図る。

（２）開催結果

開 催 日	内　　容	参 加 者	結果（参加者の声）
令和８年 10 月 16 日	・インド人介護人材の受入れに先進的に取り組んでいるＳＯＭＰＯケア株式会社による、インド人材の特徴やインド人材に着目する理由、インドにおける介護人材の育成状況、実際に活躍するインド人介護人材の事例等についての講演 ・参加事業所との意見交換会	15 法人 22 名 （対面 4 法人 4 名、オンライン 11 法人 18 名）	・今後の人材確保の選択肢として参考になった ・将来的な雇用を検討したい ・他施設における受入実績や定着状況を見てから判断したい ・採用後の定着支援体制や受入コストが課題

（３）今後の対応

・　インド人介護人材の受入れに向け、県内介護事業者等の理解促進と機運醸成を図る。

・　このため、11 月 22～29 日に介護事業者等を対象としたインド現地視察を実施し、その結果をセミナー等で広く共有する。

・　引き続き、外国人材が安心して学習・生活ができるように受入環境の整備を推進する。



【インド介護人材セミナー2026 の様子】

いばらきパラアーティストフェスティバル 2026 の開催について

福祉部障害福祉課

1　目的

12 月 3 日から 9 日までの障害者週間において、障害のある方による音楽・ダンス等の発表やアート作品の展示を通じて、障害者の社会参加及び文化芸術活動を推進するとともに、県民の理解促進を図る。

2　開催概要

・会期　2026 年 12 月 3 日（木）から 7 日（月）
・場所　ザ・ヒロサワ・シティ会館（県立県民文化センター）（水戸市千波町東久保 697 番地）
・主催　茨城県、茨城県教育委員会、茨城県障害者スポーツ・文化協会、茨城県特別支援教育推進連盟
・内容

開会式	発表会	ナイスハート美術展※		作品販売	模擬店
		一般の部	学校教育の部		
一般の部入賞者の表彰式等を実施	音楽・ダンス・演劇等の発表	絵画、書道、写真、陶芸・工芸作品等の展示	絵画、デザイン、立体作品等の展示	障害福祉施設で作ったパン、クッキー、雑貨等の展示販売	茨城県心身障害者福祉協会の協力による飲食物販売

※ナイスハート美術展は 12 月 3 日（木）から 7 日（月）まで開催。それ以外は 12 月 5 日（土）に実施。

3　各種企画の実施

例年実施している発表会・作品展示に加え、障害者アートの魅力発信及び来場者の拡大を図るため、新たな企画を実施する。

・特別展示

過去にナイスハート美術展（一般の部）で最優秀賞（知事賞）等を受賞された方の作品を開会式会場前や屋外に展示する。

・障害福祉施設による展覧会との連携

障害者福祉施設によるアート作品展（県内 6 ヵ所）と連携し、いばらきパラアーティストフェスティバルとあわせて開催することで、障害者アートの魅力を広く発信する。

・スタンプラリーの実施

会場内及び連携アート作品展の周遊促進を図るため、スタンプラリーを実施する。

・その他（来場者参加型の作品製作、ミニステージ）

来場者参加型アート制作やミニステージを実施し、障害の有無にかかわらず交流できる機会を創出する。

（参考１）過去の最優秀受賞作品





（参考２）屋外展示のイメージ



アートが繋ぐ、こころの架け橋

いばらき パラアーティスト フェスティバル

旧ナイスハートふれあいフェスティバル

2026

12/3(木) thu – 12/7(月) mon　ザ・ヒロサワ・シティ会館





ナイスハート美術展

障害福祉施設の利用者等のほか、特別支援学校や小中学校等の幼児、児童生徒の作品が展示されています。

一般の部　9:30～16:30（最終日のみ 12:00 まで）
学校教育の部　9:20～16:30（最終日のみ 12:00 まで）

12/5(土) sat

オープニングプログラム

大成女子高等学校吹奏楽部による
演奏および開会式
10:00～10:55

スタンプラリー開催！

会場で集めて抽選で
景品をゲットしよう！
（12/5 のみ開催）



作品販売

施設で作成した
作品やお菓子の販売
9:00～9:40、11:05～15:00

模擬店

飲食物の販売
11:05～15:00

ステージ発表会

音楽やダンス、
演劇などの発表
11:05～15:00

屋外展示

大きなイラストパネルを
来場者みんなで飾りつけ
9:00～15:00
（飾りつけは 14:00 頃まで）

他展覧会とのコラボ企画

所定の展覧会を
鑑賞するともらえる
「引換券」を持参し
抽選で景品を当てよう！
（抽選は 12/5 のみ実施）
詳細は HP をチェック

入場無料

主　催　●茨城県　●茨城県教育委員会　●茨城県障害者スポーツ・文化協会　●茨城県特別支援教育推進連盟
後　援　●チャレンジいばらき県民運動　●茨城新聞社　●朝日新聞水戸総局　●毎日新聞水戸支局　●読売新聞水戸支局　●産経新聞社水戸支局
●東京新聞つくば支局　●時事通信社水戸支局　●共同通信社水戸支局　●ＮＨＫ水戸放送局　●LuckyFM 茨城放送　●日刊工業新聞社茨城支局
特別協賛　●公益財団法人 げんでん ふれあい茨城財団
運　営　●いばらきパラアーティストフェスティバル 2026 運営委員会
○茨城県心身障害者福祉協会　○茨城県身体障害者福祉団体連合会　○茨城県身体障害者福祉協議会　○茨城県視覚障害者協会
○茨城県聴覚障害者協会　○茨城県手をつなぐ育成会　○茨城県肢体不自由児者父母の会連合会　○茨城県社会福祉協議会　○茨城文化団体連合
○茨城県精神保健福祉会連合会　○茨城県特別支援教育推進連盟　○茨城県特別支援教育研究連盟　○茨城県特別支援学校長会
問合せ　学校教育の部：茨城県立水戸高等特別支援学校内
いばらきパラアーティストフェスティバル 2026 運営委員会事務局　TEL 029-269-6212
一般の部：茨城県福祉部障害福祉課内　茨城県障害者スポーツ・文化協会　TEL 029-301-3375（直通）

12月3日～9日は「障害者週間（しょうがいしゃしゅうかん）」です

詳しくは
こちらから

いばらきパラアーティストフェスティバル2026

茨城県困難な問題を抱える女性支援及びＤＶ対策基本計画（案）
に対するパブリックコメントの実施について

福祉部子ども政策局青少年家庭課

主要計画の名称	茨城県困難な問題を抱える女性支援及びＤＶ対策基本計画（案）
１　策定の理由・根拠	困難女性支援法第８条第１項及びＤＶ防止法第２条の３第１項に基づく法定計画である「困難な問題を抱える女性への支援基本計画」、「ＤＶ対策基本計画」の両計画の計画期間が本年度をもって終了するため、新たに策定する。
２　内容・方法	１　茨城県困難な問題を抱える女性支援及びＤＶ対策基本計画（案） （１）策定方針 ＤＶ被害者について、困難女性支援法の支援対象者に一部内包される部分もあることから、「困難な問題を抱える女性への支援基本計画」、「ＤＶ対策基本計画」の両計画の支援対象者及び支援機関が重なり合うことを踏まえ、両計画を一体的な計画として策定。 （２）計画期間 令和９年度から令和 13 年度までの５年間 （３）計画概要（施策の柱） ・困難な問題を抱える女性やＤＶ被害者が相談しやすい体制づくり ・安全を確保する体制の充実 ・回復と自立に向けた支援体制の充実・強化 ・子どもの安全確保と健やかな成長への支援 ・計画の総合的な推進 ２　パブリックコメントについて （１）実施予定期間 令和８年 12 月中旬～令和９年１月中旬（30 日間） （２）公表の方法 ・県ホームページへの掲載 ・青少年家庭課、行政情報センター及び各県民センター、県立図書館での閲覧 （３）意見の募集方法 郵送、FAX、電子メール、いばらき電子申請・届出サービス
３　策定時期	令和９年３月　策定予定

茨城県困難な問題を抱える女性支援及びＤＶ対策基本計画（案）

1　計画策定趣旨

困難女性支援法第８条第１項及び**ＤＶ防止法**第２条の３第１項に基づく法定計画である「困難な問題を抱える女性への支援基本計画」、「ＤＶ対策基本計画」の両計画の計画期間が本年度をもって終了するため、来年度からの一体的な計画として作成するもの。

茨城県困難な問題を抱える
女性支援基本計画

計画期間：令和6年度～令和8年度（３年間）

＋

第５次茨城県ＤＶ対策基本計画
（茨城県総合計画）
計画期間：令和4年度～令和8年度
（５年間（延長１年間含む））

茨城県ＤＶ対策実施計画

→

茨城県困難な問題を抱える女性支援及びＤＶ対策基本計画

計画期間：令和9年度～令和13年度（5年間）

○　ＤＶ被害者について、困難女性支援法の支援対象者に一部内包される部分もあることから、両計画の支援対象者及び支援機関が重なり合うことを踏まえ、一体的な支援体制の構築を図るため、両計画を一体的な計画として策定。

2　計画の期間

令和9年度～令和13年度まで（５年間）

3　計画の目標

○「女性の人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる県」の実現
○「個人の人権が尊重され、配偶者等からの暴力を許さない安心安全な県」の実現

4　計画の基本理念

○　女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備します。
○　ＤＶは犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、外部からその発見が困難な家庭内で行われるため、潜在化しやすく、被害が深刻化しやすいという特性があることを踏まえ、ＤＶを防止するとともに、被害者の自立を支援することを含む被害者の保護を図ります。
○　困難な問題を抱える女性やＤＶ被害者への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにします。
○　人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とします。

茨城県困難な問題を抱える女性支援及びDV対策基本計画（案）

5　計画の構成

第１章 計画の概要	・計画策定の背景 ・計画の位置付け ・計画の目標、基本理念 ・計画の期間 ・支援対象者、関係機関
第２章 現状	・ネット調査結果 ・女性相談センターの利用状況 ・県内支援機関の状況
第３章 基本目標Ⅰ～Ⅴ	・現状と課題 ・施策の方向性 ・主な取組 ・数値目標
その他	・参考法令等

6　主な数値目標

目標項目	令和7年度 （現状）	令和13年度 （目標）
相談窓口の認知度	38.3% （令和8年値）	80.0%
市町村における女性相談支援員の配置	7 市	14市町村
一時保護委託先の施設数	4 か所	5 か所

7　施策体系（第３章）

基本目標		施策の方向性	主な取組
Ⅰ	困難な問題を抱える女性やＤＶ被害者が相談しやすい体制づくり	1　県における相談体制の強化	・本人の意思を尊重した支援の実施 ・関係機関・民間団体等との連携による相談・支援体制の充実
		2　市町村における相談体制強化の支援	・市町村におけるワンストップ相談体制の構築に向けた支援
		3　相談窓口の周知・広報	・多様な媒体や身近な場所を活用した情報発信
Ⅱ	安全を確保する体制の充実	1　一時保護の実施による安全の確保	・一時保護施設における支援体制強化 ・民間シェルターでの一時保護
		2　ＤＶ被害者の安全の確保	・通報制度の運用 ・保護命令制度の活用
Ⅲ	回復と自立に向けた支援体制の充実・強化	1　関係機関との連携による切れ目のない支援	・一時保護から自立までの継続的な支援
		2　心理的ケアと生活基盤を整えるための支援	・専門機関と連携した心理的な支援 ・生活困窮者やひとり親家庭への支援
		3　困難な問題を抱える若年女性への支援	・SNS等を活用した相談体制の構築
Ⅳ	子どもの安全確保と健やかな成長への支援	1　子どもの安全の確保	・児童相談所等との連携強化
		2　健やかな成長への支援	・一時保護施設における支援体制強化
Ⅴ	計画の総合的な推進	1　関係機関の連携強化	・支援調整会議・ＤＶ対策協議会の開催
		2　相談支援に携わる相談員や職員の資質向上	・相談員や職員向け研修の充実
		3　ＤＶの根絶に向けた啓発活動等の推進	・人権尊重の意識を高める教育啓発の　促進
		4　若年層への意識啓発	・ＤＶ防止、性暴力被害・加害防止、薬物依存に関する教育の充実

里親広報PRの強化について

福祉部子ども政策局青少年家庭課

1　里親制度統一ロゴマークの作成

（１）目的

広報デザインの統一により、メッセージ性を強化し、機運の醸成や認知度の向上を図る。

（２）デザインコンセプト

- 「子どもを地域全体であたたかく見守り、育てる」という里親制度の理念を、親しみやすく温かみのあるデザインで表現
- 二つのハート（里親と子ども）が寄り添うことで、「出会い」「つながり」「信頼」「家族として育まれる絆」を象徴
- ハートの上部に配置した４つの円で『家族・地域・関係機関・社会』など、多くの人々のつながりを表現

（３）今後の方針

ポスターやリーフレット、ノベルティなどの広報媒体に使用していく。

2　企業へのアプローチ強化

（１）目的

里親希望者は共働きが多く、仕事と養育の両立に不安を抱いているため、里親制度の認知度向上に加え、職場の理解を深めることにより、里親の養育環境を整え、成り手の増加を含め家庭養育推進を図る。

（２）取組概要

- 県内企業が、里親登録を目指す従業員及び里親として子どもを養育する従業員を支援する新たな制度として「里親支援制度」(※)を福利厚生やCSRとして導入することを働きかける。
  (※育児休業・短時間勤務・子の看護休暇について、実子と同様に利用できるようにする等)
- 先進的な取組の具体例を紹介し、取組へのハードルを下げることや、制度導入企業を順次県HPで紹介し企業のイメージアップに協力することで、更に制度を導入する企業を増やしていく。

（３）対象

地元有力企業、SDGs推進企業など

（参考１）本県の里親等委託率の推移　（単位：人、％）

年度	里親等委託児童数	代替養育必要児童数	里親等委託率
2023	154	714	21.6
2024	182	712	25.6
2025	194	717	27.1

（参考２）本県の里親登録者数の推移　（単位：世帯）

年度	養育里親	専門里親	親族里親	養子縁組里親	合計
2023	337	12	18	224	443
2024	374	10	18	241	466
2025	403	10	21	244	491

※各里親類型間に重複があるため、合計は一致しない。

福祉部資料２

令和８年第４回定例会
保健福祉医療委員会資料

〔議案関係〕

１　第１３３号議案　令和８年度茨城県一般会計補正予算（第４号）・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２

令和８年１１月１３日

福　　祉　　部

第 133 号議案

令和８年度　茨城県一般会計補正予算（第４号）

○　一般会計補正予算（福祉部分）

【今回分】　（単位：千円）

事項	予算額	特定財源種目金額	一般財源
福祉部　計	148,486	－	148,486

【歳出項目別】　（単位：千円）

款　名 項　名	補正前の額 （A）	今回補正額 （B）	計 （A＋B）
6　保健医療費	39,722,723	2,524	39,725,247
1　保健医療費	39,722,723	2,524	39,725,247
7　福祉費	96,445,718	145,593	96,591,311
1　福祉政策費	3,537,002	59,034	3,596,036
2　生活保護費	5,510,450	1,268	5,511,718
3　障害福祉費	37,890,844	12,147	37,902,991
4　長寿福祉費	4,853,506	5,865	4,859,371
5　児童福祉費	44,653,916	67,279	44,721,195
15　教育費	1,000,067	369	1,000,436
1　教育総務費	1,000,067	369	1,000,436

※　人事委員会勧告に基づく、職員及び会計年度任用職員の給与改定等に要する経費の補正

福祉部資料３

令和８年第４回定例会

請　願　調　査　一　覧　表

保　健　福　祉　医　療　委　員　会

受理番号	受理年月日	件　名　及　び　要　旨	提出者住所氏名	紹介議員氏名	調　　査　　結　　果
8　年 第　6　号	8．11．4	父母の教育費負担を軽減し、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成に関する請願 2026 年度、国は就学支援金制度を所得制限のない 45 万 7200 円に引き上げた。これによって私立高校は実質的に授業料無償化と呼べる大きな前進を成し遂げた。 しかしながら、授業料以外の面では入学金 183,950 円、施設費 145,729 円、年間施設費等 269,200 円（令和 7 年度茨城県）など保護者負担はまだまだ大きいのが現状である。これに対し都道府県は国の制度を待たずに独自に支援制度を拡充している。関東では国の就学支援金制度に上乗せしている。東京都は 11,000 円を増額し、所得制限のない 51 万円の一律支給を実現した。埼玉県も 47,200 円の増額。千葉は年収 500 万円未満世帯に授業料全額、神奈川は 480,000 円となっており、独自支援がないのは栃木県と茨城県だけである。 しかしながら、茨城県は 2019 年度から医学部や難関大学への進学実績などを評価の対象に入れ、最大の 5 ポイントを与えている。大学名まで名指することは大学に対して敬意を欠いており、生徒の成績による差別、高校の差別、大学の差別と 3 重の差別である。私学助成の趣旨とは全く相いれない大変な問題である。教育の現場に成績による差別や切り捨てがあってはならない。 以上の立場から以下の事項について要求する。 記 1．私学への経常費助成を増額してほしい。とくに県単独補助金について、高校・幼稚園・認定こども園に対し増額するとともに、小・中学校に対しては創設してほしい。	茨城県行方市手賀571 私学助成をすすめる茨城県連絡会議 代表 横須賀 健二 外 3，843 名	江　尻　加　那	1　私学への経常費助成を増額してほしい。とくに県単独補助金について、幼稚園・認定こども園に対し増額してほしい。 （1）現況 私立学校の教育条件の維持向上、経営の健全性の確保並びに父母負担の軽減を図るため、私立幼稚園の経常的経費に対して補助を行っているが、県では、私立幼稚園について、平成27年度に施行された子ども・子育て支援新制度への移行を進めており、私学助成の対象施設、園児数は年々減少している。 補助単価については、国の財源措置（国庫補助金及び地方交付税）状況を勘案しながら、幼稚園教諭の処遇改善等に配慮し、設定している。 また、認定こども園については、子ども・子育て支援法に基づく施設型給付の対象となり私学助成は行っていない。 ア　対象施設数及び園児数の推移　（単位：園・人） イ　幼児１人当たり補助単価　（単位：円・％） ウ　実績額・予算額　（単位：千円）

ア　対象施設数及び園児数の推移　（単位：園・人）

	４年度	５年度	６年度	７年度	８年度
施設数	15	11	5	4	4
園児数	3,223	2,461	1,416	1,008	948

イ　幼児１人当たり補助単価　（単位：円・％）

	７年度	８年度
単　価	205,463	205,725
増減額	4,362	262
伸び率	2.17	0.13

ウ　実績額・予算額　（単位：千円）

７年度（当初予算）	８年度（当初予算）
315,386 （実績 210,780）	234,527

受理番号	受理年月日	件　名　及　び　要　旨	提出者住所氏名	紹介議員氏名	調　　査　　結　　果

（２）近県の状況

幼稚園補助単価比較（令和８年度）　　（単位：円）

区　分	単　価	順　位
東京都	355,898	１位
神奈川県	257,950	２位
千葉県	224,504	３位
栃木県	218,000	４位
群馬県	213,642	５位
埼玉県	206,999	６位
茨城県	205,725	７位

※日本私立中学高等学校連合会調査より

（３）施設に対する運営費補助等

施設類型	運営費補助等	施設数
幼稚園(旧制度)	経常費補助金 (私学助成)	4
幼稚園(新制度)	施設型給付	40
幼稚園型認定こども園		61
幼保連携型認定こども園		161
保育所型認定こども園		25

※施設数：令和８年４月１日時点

※国では、教育環境の充実のため、旧制度（私学助成）から新制度（施設型給付）への移行を進めている。